

発行人茂木陽一編集人小西啓文

発行所 三重短期大学地域問題

総合調査研究室

津市一身田中野157番地

〒514-0112 TEL(059)232-2341

題字 岡本祐次元学長

発達障害および発達障害者支援について

原幸一

発達障害について

発達障害者支援法が平成17年4月に施行されました。発達障害とは専門的には広汎性発達障害とその周辺の障害を意味します。広義には知的障害、ダウン症を含む発達上の障害を持つ方々に対して使われることもあります。発達障害者支援法の対象となる発達障害とは自閉症および高機能自閉症・アスペルガー症候群、ADHD(注意欠陥多動障害;以下ADHD)、LD(学習障害;以下LD)を示しています。

自閉症は1943年にオーストリア出身の医師カナーが「情動的交流の自閉的障害」の中で初めて世界に報告しています。現在、典型的な自閉症はその報告者からカナー症候群と呼ばれることもあります。広汎性発達障害の中でもう一つほぼ同時期(1944)に同じくオーストリアの医師アスペルガーが知的には高いが社会性に問題のある一群の行動様式を示す子どもたちを報告しており、アスペルガー症候群と呼ばれています。

広汎性発達障害(pervasive developmental disorder)は診断基準では自閉症とその周辺の障害を指しています。国際的に使用されている診断基準はDSM-IV-Tr (Diagnostic Statistical Manual)、ICD-10(International Classification of Disease)があります。DSMはアメリカ精神医学会、ICDはWHOの基準となります。広汎性発達障害は自閉性障害、アスペルガー症候群、小児崩壊性障害、レット症候群、特定不能の広汎性発達障害に分けられています。発達障害者支援法では発達的な脳機能の障害であるADHD、LDを含めて対象としています。これらの障害で知的な障害を持たない人々は軽度発達障害と呼ばれることがあります。

自閉症の出現率はイギリスの自閉症協会によると知的障害をもつ自閉症と持たない自閉症、アスペルガー症候群をあわせて91/10000で約100人に1人くらいとされています。また、男女比は、4:1から5:1と言われており、男性で障害を持つ人が多いとされています。診断時期については自閉症の場合は通常2歳半での診断となります。それまでに言葉や行動面での問題が顕在化されている場合に自閉症とされます。アスペルガー症候群は表出言語の問題が少ないために診断が遅くなり、関わりの奇妙さを見極めることができる保健師が注意して観察している場合には早期に診断がなされています。しかし、その多くは現在でも集団行動が始まる小学校入学時、不登校、いじめられなどの問題が顕在化した時に診断されることが少なくはない状況です。その他の軽度発達障害の方々も原因・対応が判らないまま放置されてきていました。

自閉症児・者の行動特徴

発達障害の中で代表的な自閉症の行動特徴として、その診断基準にもあるようにいくつかの特異的な行動を示します。乳幼児期については目をあまり見ない、光る物が好き、指差しをしない、指差しに反応しない、ことばが遅い、または出ない、爪先立ちで歩く、人の声には反応しないが物理的な音には反応をするなどです。その後も多動、横目でものを見る、指を奇妙に曲げて首をかしげて見る、蛍光灯を見ながら指を広げて手を振るようしてフリッカー(蛍光灯のちらちら感)を楽しむ、指で腕をトントンと叩き続ける。物の全体ではなく一部分にこだわり続けることなどが特徴として挙げることができます。パニックや自傷行為として自分の腕をかむ、飛び跳ねる、大声を上げる、自分の頭を力ませに叩くなどがあります。そして、大きな特徴としては状態の保存を好むことで、順番や物の位置、同じ形のものを集めるなどです。その同一性の保持の傾向では、それが阻止されたと本人が思ったときにはパニックとなって表現されることがあります。

これらの行動特徴はいくつかの理論から説明されています。他者理解が難しい、目があわない、うま

くコミュニケーションがとれないことは「心の理論」という他者の考えていることを考えるという認知機能に問題があると考えられています(Baron-Cohen)。そのため表情や視線から他者の考えを見抜くこと、他者の情動を適切に読み取ることは困難です。これは脳の前頭葉の一部の機能障害が要因と考えられています。

また、同様に前頭葉の機能が関わっていると考えられる障害としては計画を立たり、見通しを立てることが難しいこと、注意を外部からの情報に合わせて適切に切り替えることができない行動があります。この結果、同じことを繰り返すことを好みます。この行動は「実行機能」と呼ばれる注意を切り替えたり、計画を立てたりする機能の問題から説明されています(Ozonoff)。

もう一つの特徴として情報の全体ではなく一部分のみに注目するという「中枢統合性」の問題があります。全体から細部への分析処理よりも部分から全体へと向かう処理が優位に使われることから起きていると考えられています(Shah & Frith)。この問題は一方では自閉症の人たちの優れた部分でもあり、物事の差異に非常に敏感であることから提出されている理論です。

その他には知識の表面的なつながりが特徴としてみられます。意味の介在する冗談を理解できなくても駄洒落が好きで音韻レベルの関連には敏感に反応して、それを面白いと感じる面があります。知識の構造化がさまざまな処理段階や深さを伴わないために浅い処理、もしくは階層構造を持たない情報のネットワーク処理を行っていることが予想されます。自閉症の方の得意な分野としては記憶力、特に視覚的な記憶に優れている人たちが多いことが知られています。また、処理の方向が相互に働かないために一度に一つのことに集中してしまう傾向があります。

自閉症児・者が示すそれぞれの行動はそれぞれの認知の反映として働いていることを理解することで 自閉症児・者の行動はより理解することができます。

自閉症児・者のタイプ

カナーが自閉症を紹介した後は、親のしつけの問題などの外的な環境がその原因であるとされた時期があり、養育者への責任が強調された時期が続いていました。しかし、ハームリン、オコナーなどの自閉症児の認知研究からその原因が脳内の処理機能の問題であることが明らかとなり、現在では親の育て方の問題が自閉症の原因とする専門家はいないと考えたいと思います。ただし、自閉症に関わったことのない人々が持っている情報としては、未だに自閉症は環境因により生起すると考えている人がいることが最近の調査でも示されています(日本自閉症協会、2005)。「レインマン」や「I am Sam」などの自閉症をテーマにした映画やテレビ番組が上映・放送されている現在でもそのようなことが起きていることは疑問です。

自閉症の原因は脳の機能障害ですが、先に述べた行動の諸特徴と同時に自閉症はいくつかのタイプがあることがウィングによって示されており、主に3つのタイプ分けがされています。

ひとつは受身的な人々で、おとなしく、対人的にはニコニコしていたり、あえて拒否的な行動をとったりはしないものの働きかけに対して適切なコミュニケーションはとれないタイプです。孤立するタイプは周りからの働きかけを拒否しているように見えるタイプです。その背後の一因には感覚過敏への耐性などが考えられますが集団からは離れているように見える人々です。他者とのコミュニケーションを決してとらないわけではありませんが自分の要求があるときには働きかけてくるものの、その要求が満たされると人を排除しようとしたり、自分から離れていったりするタイプです。もうひとつは他者への働きかけを積極的に行うものの、その方法が適切ではない人々です。一見関わりができているように見えても他者の誕生日を執拗に聞きだしてそれを記憶して楽しんだり、一方的に自分の関心のあることをしゃべり続けたりすることで障害を知らない人からは回避されたりするタイプです。

これらのタイプは知的障害を持たない場合にも見られます。

知的障害を持たない発達障害について

知的障害とはDSM - - Trの基準では測定知能(IQ)がおよそ70以下であることを示します。IQは100が平均とされているため約71以上100以下であれば平均以下、それ以上であれば平均以上ということになります。軽度であることの意味はIQが約71以上であることを意味しており、自閉症の中に平均の100を越えてIQがかなり高い人まで含まれています。「軽度」とは知的な障害が軽いことであり、自閉症の症状が軽いことを必ずしも意味していないことから誤解を招きやすい言葉であると考えられます。

知的障害をもたない広汎性発達障害には主に高機能自閉症とアスペルガー症候群があります。高機能自閉症とは自閉症の中で知的な障害を持たない方々、つまり測定知能が71以上の人たちを指します。 2歳半以前にはことばの問題を持っていますが、療育などの働きかけにより知能検査で能力が充分に査定

可能なレベルまでは発達しています。一方、アスペルガー症候群の人たちはことばの問題は幼少時に見られませんが、話し手の文脈を理解してのやりとり、目と目でコミュニケーションをとったり、相手の心的な状態を推測したりすることが難しい人たちを示します。また、自閉症とほぼ同様の知覚過敏やこだわり、同一性の保持などを示すこともあります。ことばをしゃべることが好きなアスペルガー症候群の方々には多弁な自閉症といった印象を我々はもちます。

発達障害者支援法には従来の発達障害に加えて、ADHD、LDが含まれています。従来はADHDと自閉症は重複の診断がされないもので、また広汎性発達障害の枠に含まれていませんでしたが同じ脳機能の発達上に顕現する障害とされ、支援の対象として含まれています。

ADHDはマスコミなどでも多く耳にするようになってきたものですが、多動、不注意、衝動性が特徴とされる障害です。彼らは物忘れが頻繁であったり、授業中や人の話を集中して聞くことができなかったり、じっとしていることができないで授業中に席を立ったり、どこかへ行ってしまったりする行動が問題になります。アスペルガー症候群や自閉症の人たちにこのような行動がみられることもあり、脳の機能障害として位置づけられています。LDとは従来どおりの意味としては、その人が持っている知的能力から期待される学業成績を示していない子どもたちを示しています。しかし、特異的に計算をすることが困難な計算障害、字を書くことが苦手な書字障害、字を聞いて理解することはできるが読むことができない読字障害が含まれています。自閉症の中には読字障害を示すこともあり、単独で学習障害が存在する場合のほうが稀であると思われます。ADHDは児童虐待の結果として類似した行動をとる場合もあり、児童の行動特徴を見極めるには専門家の適切な見立て、対応が必要となります。

アスペルガー症候群、ADHD、LDと診断される人たちの中には天才と呼ばれる人も含まれており、理数系から芸術まで優れた業績を残す人たちも少なくありません。発達障害に関する研究者の中にはニュートンやアインシュタインの生育歴を分析し、彼らがアスペルガー症候群であったと考える人々もいます。教育、養育環境が本人に適切であった場合により良好な適応が可能と考えられます。

発達と問題

自閉症の子どもはいくつかタイプがあることを示しましたが、どのようなタイプの子どもも本質的には自閉症の行動様式をとります。まず、乳幼児期には言葉が出ない、名前を呼んでも反応しなかったり、目を離すとすぐにどこかに行ってしまったりします。他の子どもたちと遊ぶことが難しいこと、一人遊びでも物を一列に並べたり、おもちゃを横に寝転んで見たりしておもちゃの本来の使い方をしません。

水を出して触って楽しむなどの行動を繰り返したり、続けることを好みます。ことばが理解できる場合でも知らないうちに特異なことを学習していたり、物知りの割には他の子どもと遊べなかったりします。

一度、行動が始まるとそれをやめさせようとすると泣き騒いだりするいわゆるパニックになったりする子どももいます。また、偏食があることもよく報告されます。

就学前にはこのような行動を繰り返し、養育者、保育者の苦労は絶えません。就学時には小学校 2 , 3 年生まではなんとか他の子どもたちとも関わることができるかもしれません。しかし、それ以降は学業に重きを置く時期であり、また、小学校の 4 , 5 年以降のギャングエイジと呼ばれる集団行動の雛形的意識や行動が芽生える時期にかかると本来社会性の障害とされる自閉症の子どもたちにはつらい時期となります。

いくら能力が高く、テストで成績が良い場合でも集団適応の面からは問題が起き、その結果として不登校、いじめられなどの問題に広がる可能性あります。また、障害を持っていない子供たちでもこの時期は感情のコントロールを学ぶ時期でもあり、発達障害の子どもたちでの他者から推測できない理由から来るパニックなどが多くなるようです。

ADHDに関しても就学期には授業中に落ち着きがなく席に座っていられなかったり、いきなり大声を上げたりすることが授業場面を崩壊させたりします。また、LDでは知能検査の結果が良くても学業が困難であることや、漢字が読めないことが原因を知らない周囲の人々からの不適切な対応を招きます。そのために時には教師や親から過度な叱咤激励や虐待まがいの働きかけにより二次的に劣等感を抱いたり、不登校やいじめにあったりすることにつながることがあります。

成人後は知的な障害をもつ方の場合には療育手帳を持ち、障害者枠での就労が可能となります。しかし、知的な障害を持っていない場合には対人面、社会面での問題が直接関係する「働く」ことに関して問題となります。支援法施行以前、一部の障害者職業センターでは知的障害を持っていなくても高機能自閉症、アスペルガー症候群の人たちへの就労支援が行われてきてはいました。しかしながら、知的に高い自閉症の場合でも一般就労での適応は難しく、その結果として「ひきこもり」として過ごす場合も

少なくないといえます。

また、少年犯罪の加害者が広汎性発達障害と診断されるケースもあり、本来持っている興味の極限が不幸な形で表現されてしまったり、認知や行動の偏りが犯罪に結びついてしまったりした結果と考えられます。

これらの問題は早期からの診断と対応で解決することが可能と考えられること、また適切な環境が整うことで社会への貢献ができる人材を育てることとなります。理解されないことで複雑になった問題を抱えている家族への援助を促すために発達障害児・者を支援することの重要性があると思われます。

発達障害支援

発達障害を持つ子供たちへの支援は主に知的障害を持つこどもたちを中心に行われてきました。知的障害を持つ場合は障害者として申請することにより療育手帳を取得することができます。しかし、高機能自閉症、アスペルガー症候群、LD、ADHDの方々は知的な障害を持っていないことで今までは支援の対象外とされていました。また、知的に発達したために自閉症の問題をそのままに福祉制度からはずれる場合もあります。障害の問題が知的な障害の有無にかかわらずあることを踏まえて、平成17年度から発達障害者支援法が施行されました。

支援法の第一章には総説として目的、発達障害の定義、国及び地方公共団体の責務、国民の責務が示されています。定義の中には前述しましたように診断的には広汎性発達障害に含まれないLDやADHDを含み同じ脳機能障害として支援の対象としています。

第二章では児童の発達障害の早期発見および発達障害者の支援のための施策として、早期発見、早期の発達支援、放課後児童健全育成事業の利用、就労の支援、地域での生活支援、権利擁護、家族への支援が書かれています。対応は就労、生活を含み、最も負担が大きい家族への支援も含まれています。自閉症の人と関わること、自閉症の子どもを育てることはテレビの特番やテレビドラマ「光とともに」また、先に紹介した映画も含めて描かれていたように非常に肉体的、精神的にも負担の大きなものであり、家族全体での関わりや周囲の協力、理解が支えとなります。

第三章として発達障害者支援センター、秘密保持義務、報告の徴収、改善命令、指定の取り消し、専門的な医療機関の確保等が示されています。発達障害者支援センターに関しては平成14年度から都道府県、政令指定都市を対象として行われてきています。支援センターの具体的な事業内容としては自閉症児・者の問題についての本人および家族、関係警官等からの相談への対応、助言指導と情報提供、療育及び就労支援を希望する自閉症児・者に対する適切な療育および就労支援、自閉症児・者の関係施設職員、小中学校、養護学校等の教職員等への情報提供および研修、自閉症関係施設、福祉事務所、児童相談所、更生相談所、保健所、医療機関、学校、職業安定所等の関係機関との連絡調整が行われることとなっています。

第四章では民間団体への支援、現場の職員への知識の普及、専門家の確保、国の調査研究が示されています。今までは現場職員の質が一定ではなく、個人の力量に任されていた部分を補うことが必要となります。早期発見が必要とされても現場の職員の知識不足や学校関係者の問題への取り組み意識の少なさから問題が見過ごされてきたことが発達障害の問題への支援への必要性を強めます。また、現在は少ない専門家の育成も必要となります。

知的障害をもつ自閉症の方に関しては療育手帳を取ることで福祉的な援助を受けることができますが、都道府県の中には知的障害を持っていなくても生活面での困難さから療育手帳を出している地域もあるようです。しかし、地域間で格差があることは問題であり、一貫した支援が求められています。発達障害を持つ子どもたちに関わる仕事をしている専門家そして養育者からは「自閉症手帳」が必要ではないかとの声も多く出ています。

特別支援教育

支援法の中では第二章で教育現場での支援を示しています。学校現場では平成15年度から特別支援教育として文部科学省が発達障害児を含めた支援を行ってきています。

発達障害の子どもたちが適応困難を多く示す時期が就学時です。教育の現場でも大きな問題とされていながら今まで見えていない部分が多かったことから知的な障害を持たないことが原因でなおざりにされてきたことが状況を複雑にしていました。そのため従来の特殊教育に発達障害の子どもたちを含めた特別支援教育が平成15年からモデル事業として47の都道府県の小中学校で行われています。

事業では校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名、専門家チームの設置、巡回相談の実施、特別支援連携協議会の設置、個別教育支援計画策定検討委員会の設置、盲・聾・養護学校にお

けるセンター的機能を設置することとしており、教育場面での発達障害児への対応を行う姿勢を示して います。

支援状況

発達障害者支援法が施行されて半年、現在の支援体制の動向を知ることが重要に思われます。例えば、 発達障害者支援センターは平成14年度から一部の都道府県にて開設されて来てはいるものの、現実としては充分に機能しているとは言い難い状況が現場の声として聞かれます。これから支援法が充分な働きをするためにもどのように機能しているかを公開することも必要です。

早期発見と同様に、子どもたちが多くの時間を過ごす学校での対応の充実が早急に必要と考えられます。学校状況での支援がどのように進んでいくのか、障害を持った子供たちの家族への具体的な支援、また専門家がどのように育てられていくのかを現実に考えていく必要があると考えます。

古典古代における「地方」のあり方

ローマの支配との関連で

藤野 奈津子

1 はじめに

ローマ帝政初期の地方支配のあり方について明らかにすることが本研究の最終的な目標である。プロウィンキア・カエサリス、すなわち皇帝属州の誕生とそこにおける支配の問題を、アウグストゥスの権力掌握と彼によって樹立されたローマ元首政とのかかわりの中で検討してみたい。この元首政成立と、そこにおける支配の問題については、仕組みや性質などさまざまな観点からローマ史およびローマ法史の研究において繰り返し取り上げられ、さらには、支配の問題それ自体をとらえようとする総合的な社会学的研究においても、長く極めて強い関心を引き起こしてきた。結論はいまだ出ておらず、したがって、これはなおも考えてゆかなければならない問題である。

よく知られるように、ローマとは、その信憑性の問題をここではひとまず措くとして、伝承によれば紀元前753年、ロムルスによって建国された。しかしながら、その初期においては、事実、ごく小さなラテン人を母体とするひとつの都市国家に過ぎなかったと思われる。それが紀元1世紀のトラヤヌス帝の治世時代には、ヨーロッパからアジアそしてアフリカへと広がる広大な領土を支配するいわゆる"世界帝国"として成長することになるのである。

帝国としてのこの大きな発展の理由については多くの人々が関心を寄せ、すでに古代以来さまざまな角度から検討し考察されてきた。そうしたなかで、このことを可能にした理由のひとつとされたのが、ローマによる"支配の巧みさ"であった。けれども、このときの支配とは、いったい何に対してどのようになされたものなのであろうか。支配の巧みさとは、いかなることがらを意味しているのであろうか。ローマ帝国発展の理由を支配の問題とからめて理解しようとする研究者あるいは論者は多いが、私としては、この問題に対し、ローマが軍事的に征服した地を支配領域として最終的に地中海世界全体に覇権を確立してゆくという、まさに帝国としての発展のプロセスについて、地方支配という角度から統一的にアプローチし検討してみたいと思う。すなわち、ローマ帝国とそこにおける支配の問題一般について今後広く考察してゆくための第一段階としてこの考察を位置づけたい。したがって、ここではひとまず支配との関係のなかから地方を考えてみようと思うのである。

先にも述べたように、ローマはその支配する領域を順次拡大していったわけであるから、一口に地方支配といっても、時代によって意味も、そしてまた支配の構造も必然的に異なってくる。そこから、まずは次の点を最初の検討課題としたい。すなわち、支配の対象としての「地方」とはいっても、それは、いずれの時代のどこの場所を、すなわち、いったい何を意味したかという問題から考えてゆく。そして、これを分析的に検討・整理した上で、さらに次のような検討を試みてみたいと思う。それは、われわれがローマという、およそ時代も、そしてものの考え方も異なるであろう世界について考察するとき、そもそも、古典古代の人々にとって、地方とはどのようなものとして存在したのかという問題である。いま、われわれが"地方"という言葉を用いるとき、そこには単なる地理的表現を超えた何らかの積極的な意味が込められているのではないのか。では、このような視点は古典古代には存在しなかったのであろうか。すなわち、単なる被支配領域という観念を超え出る地方というものがローマにおいて存在したとすれば、いったいいつ、どのようにして誕生したといえるのか、そしてそれは帝国としてのローマの発

展のなかでどのように位置づけられるものなのか。こうした問題についてさらに考えてみたいと思っている。

以上述べてきたような観点を踏まえ、この考察においては、最初にまずローマにおける地方概念の変遷を主に時代を追ってたどってゆく。そしてそのなかから、ローマにおける地方とはいったい何であるのかを明らかにする手立てを見出し整理する。さらに、上でも言ったように、いまわれわれの考える地方のようなものが果たしてそこに存在したのか否か、単なる地理的表現であることを超え、ローマにおける地方がいつどのようにして積極的な意味をもつようになるのか、あるいはそうでないのかということにも検討を広げてみたいと思う。

2 地方概念をめぐって

以下では、ローマにおける地方概念の変遷について、原則として時代を追って検討してゆく。それに際しては、ひとまずこれを大きく2つの局面に分けて見てゆこうと思う。すなわち、 イタリア半島の統一に至る過程と 地中海世界にその支配領域が拡大してゆく場面とである(ただし、この2つの局面は時期的に完全に区分できるということではない)。

そこでまずイタリア半島統一の過程について考察すると、概ね次のような整理ができよう。史料をたよりに推測すれば、ローマははじめラテン人とよばれる人々によって建国されたが、その後、一旦エトルリアの支配下に入ったものと思われる。エトルリア人については民族系統を不明とされるが、当時、明らかに進んでいたこのエトルリアの文化圏に入ったことは、都市としてのローマの初期の発展には非常に大きな意味をもったといわれている。そして、ローマはしばらくエトルリア人の王による支配を受けながら成長し、ついに紀元前6世紀の初頭、この王制をも排し、いわゆる共和政ローマが誕生することになるのである。しかし、はじめにも述べたように、この時代なお、ローマの支配領域たるその都市領域は、周辺農村部を含めても極めて小さなものであった。だが、このあとに続く共和政時代を通じて紀元前1世紀までの間には、ローマはその支配領域をイタリア半島全域に拡大してゆくこととなるのである。

そこで、われわれの問題関心である地方支配という観点からこの間の経緯を見た場合、最初の大きな 展開は、紀元前340年から338年にかけてのラテン戦争によってもたらされたとされる。というのも、こ の戦いに勝利したことで、それまで同盟によって、法的に見れば国際関係的にその覇権を確立していた に過ぎなかったローマが、他のラテン人による都市国家の多くを直接的なその支配対象として、自らの 領域内に取り込むことになるからである。いま支配の対象として地方を認識するならば、ここにおいて まさにローマにおける地方がはじめて明確に誕生したこととなるだろう。次に、その支配について考え ると、重要なことがらとして、この時期の2つのタイプの新都市建設があらわれてくる。ひとつはロー マ市民植民市の建設であり、もうひとつが新たなラテン人植民市の建設である。これらの植民都市は、 いずれもローマの直接支配領域とされるアゲル・ローマーヌス=ローマ人の土地の周辺部において建設 されたものであるが(その意味では軍事的前哨基地である)、前者は、ローマ市民権を持った者によっ て建設され、厳密に領域内、すなわちローマ市の一部として認識された。これに対して後者は、その植 民都市の市民にローマ市民権は認められておらず(入植したローマ市民はローマ市民権を失い、都市民 は皆ラテン市民権を持つ)、都市自体も原則としては独立のものであって、ローマ市とはある種の同盟 関係に置かれ、これにもとづいてローマに従属したことになる。これらのラテン都市のほかにも、これ 以後のローマは多数の部族国家との間に同盟の条約に基づく関係を築いており、早くも紀元前3世紀ま での間に、都市ローマはイタリア半島内に大きく広がった直接支配領域を有し、さらに多くの同盟都市 をもその覇権の元にかかえ込んだ半島内の支配者となったわけである。そして、このような領域拡大の 事態に対応するためにローマが採用したものがムニキピウム制であったといわれる。ムニキピウム制に 関してはさまざまな議論があり結論を簡単に述べることはできないが、いずれにせよ、あくまでもロー マの支配のもとで、そこに一定の自治を認めたものと推測されている。そして、この制度のもと、最初 のローマによる地方支配体制は確立していったものと考えられる。

さらに、われわれの問題関心にとって重要な展開は、紀元前91年に始まる同盟市戦争である。というのも、この戦争によって、イタリア半島内の非ローマ市民に対してローマ市民権が付与されることとなり、彼らローマ市民権者の土地はすなわちローマの土地であることから、結果的にローマの支配領域(アゲル・ローマーヌス)は大規模に拡大することとなった。さらに、そこにおいて採られたのが、先に挙げたムニキピウム制であったといわれ、この制度は、以後のローマの地方支配のシステムとしてきわめて広範に確立されてゆくこととなったのである。そしてこのムニキピウム制がひかれた都市こそはムニキピアと呼ばれた。すなわち、この段階ないし局面におけるローマの地方支配とは、中心をこれらのム

ニキピア都市に置いて展開されることになったと思われる。そこから、ひとまず第 期としたこの局面における「地方」とは、「都市国家ローマ」との対立軸においてとらえられる、その支配にかかる「都市」のことと認識できるのではなかろうか。

それでは、こうした「都市」は、いつまで中心的にローマ支配における「地方」として存在したのだろうか。すなわち、イタリア半島内の統一をほぼ終え、ローマがいよいよ地中海世界の覇者として進出してゆくようになったとき、地方の概念についてもまた変遷してゆくのではないのだろうか。この点に関して、すでに、上で展開を見てきた紀元前1世紀までの間にも、ローマは最初のカルタゴ戦役を皮切りにイタリア半島を超えてその領域を拡大している。その拡大した領域が属州=プロウィンキアであり、この属州の誕生は、ローマの支配に関しても大きな展開をもたらしたはずである。先に、地中海世界に領域を拡大する時期として局面を分けて設定したのは、今後、この属州支配の問題こそが、「地方」問題を考える要となってくると推測したからである。

ローマがその最初の属州を得るのは、カルタゴと戦った第一次ポエ二戦争(紀元前264年~241年)によってシチリアを属州としたときである。この結果、ローマは初の海外領を手に入れる。同盟によらず、直接の支配領域としてこれを組み込んだのである。そして、その後に続いて、第二次ポエ二戦争の勝利から今のスペインを属州とし、さらに、北アフリカや現在の小アジアにも属州は拡大してゆく。最後には、ヨーロッパの内部にもまた属州を広げてゆくことになるのである。

そこで、では、そもそもローマによる属州の支配とはいったいどのようにしてなされたのであろうか。 属州には、その統治に当たるために、元老院によってひとりの属州総督が派遣された。しかしながら、 当時のローマにはその任務を担当できるような高級公職者の数は小数に限定されており、彼らは原則と して首都ローマにおいて自らの職務を行っていたから、そのような人材を直接属州にまわし統治に当た らせることは不可能であった。また、ローマの共和政においては、属州の数に合わせてこのような公職 者の数それ自体を増やすという手段も採られなかった。そこで見出された方策とは、高位公職を退いた 者に、その者が公職就任当時有していた権限だけを公職自体から分離して与える(したがって、彼らは 公職者そのものではない)というものであった。こうしたやり方によってローマは、彼らひとりひとり に統治に必要な権限を持たせて属州に派遣したうえで、あとはその個人の責任によって実際の統治業務 を行わせ、これらを通じてローマによる支配を達成しようとしたのである。

このような仕組みのおかげで、ローマは大規模な官僚制度をもたないままに、拡大した支配領域に対して集権的な支配を行ない得た。そして、われわれの問題関心である支配の対象についても、この時代には、属州こそがその中心を担ったものと思われる。すなわち、先に提示した仕組みを通じて、一方でローマは半島内の統一を進め、そこにおける支配を完成させるに従って、その支配の関心の中心を属州へとシフトさせてゆくのであり、その後も長く、属州はローマの被支配領域として、すなわち地方として位置づけられたと考えられる。そこから、この第の局面にあって「地方」とは、むしろすでにローマによる支配の貫徹した「イタリア半島」との対立軸においてとらえられる「属州」を意味したものではないだろうか。

以上、ローマにおける支配の対象としての地方の変遷を考えたわけだが、そのとき、ひとつの疑問として、こうした支配の中味とはいったい何であったのだろうかということが浮かんでくる。そして、それに対するひとつの解答としては、"ローマ化"というのがよくいわれる。ローマ化とは、すなわちられているものである。だとするならば、この意味内容における支配が貫徹されたとき、すなわちローマ化が完了した段階において、そこはもはや、かかる意味の「地方」ではなくなるのではないか。そこでも限してみれば、「都市」についてはこのローマ化の完成に応じて母市ローマと一体の存在となり、それはイタリア半島全体がついにはひとつの支配共同体として認識されるに至る。さらに「属州」を成れました共和政末期の状況について、われわれはどうとらえたらよいのであろうか。いま、も見をした共和政末期の状況について、われわれはどうとらえたらよいのであろうか。いま、もしまで、ならば、属州もまたローマの支配共同体の一部となったということができるのだろうか。ローマにはや被支配対象たる「地方」としては存在しなくなったということができるのだろうか。ローマによる、こうした仕組みと中味による集権的支配が完成することは、それはそのまま「地方」の消滅へとつながっていったのであろうか。

これに関して、はじめにも述べたように、私としてはひとつの問題提起を試みてみたい。というのも、もはや上で整理してきたような観点のみで「地方」をとらえてゆくことは難しく、むしろ、こうしてローマ化された一様なローマ世界の内部において、いまあらためて「地方」とはいかなる存在であったのかを見てゆく必要があると考えるからである。そのため、次章では、このような転機をもたらした、あ

るいはそうした変化の現れとして、ひとつの訴訟をめぐって少し詳細に検討してみようと思う。すなわち、新たな「地方」の芽生えについてウェルレースの弾劾裁判を取り上げることとする。

3 地方意識の芽生え

先に述べたように、ローマにおける属州支配は属州総督に一任されており、地方行政も、彼が個人と して採用した人材を通じて私的なシステムのなかで行われた。これは、官僚制度を持たないローマにと っては、非常に効率的な地方支配の方法であったが、別の面からすれば、その実際の支配が属州総督の ほぼ独断で行われることにもなった。このようなことが可能であった背景には、先に述べたように、ロ -マの属州総督は、公職者それ自体ではないものの、そうした高位公職者の有する権限、すなわちイン ペリウムと呼ばれる支配の全権を有していたことがある。本来ローマの高位公職者の場合、同僚制がし かれており、複数の人間が同一のポストにつくことで互いにその権力をけん制しあい、それによって独 裁を防ぐ仕組みが備わっていた。しかし、属州総督の場合には、公職者の有する権限のみを単独で与え られて任地へ赴くわけであるから、絶大な権力だけをもって、しかしその権力をけん制する者は誰もい ないということである。そこから、彼らは、総督として派遣された間に属州においてさまざまな不正を 行い、属州民に対して実質的な略奪行為までしたといわれる。その後、彼らが任務を終えてローマへ帰 ったときにはじめて属州民は彼らによる不正について訴え得たが、そのような訴えは、共和政後半にな ると、ローマすなわち元老院へと度重なってなされるようになっていったのである。元老院は、はじめ その訴えの度ごとに特別に審理員を任命して、彼らに事件について調査させ、訴えが正当ならば被害者 に奪われた物の返還がなされるようにしていたが、訴訟の数が増え、裁判が重ねられるにつれて、この 問題だけを審理する特別の査問所=クアエスティオを常設で設置することとした。以下で扱う問題のウ ェルレース事件も、まさにそのような属州における不当徴収にからむ訴訟としてこの常設の査問所にお いて扱われたものである。

属州総督ウェルレースの弾劾事件については、法廷で彼を訴追して行ったキケローの有名な演説を通じてわれわれによく知られるものである。内容は、レペトゥンダエ、すなわち属州総督による財物の不法徴収に関してなされた属州住民による返還請求訴訟であった。

当該の事件の概略とは、およそ次のようなものである。紀元前73年、ウェルレースはローマの属州シチリアの総督として派遣された。シチリアはもともと穀倉地帯であって、ローマの食料供給地として大きな意義を有していた。彼が着任したとき、確かにかつてほどの繁栄はないにせよ、依然として豊かな土地であったようである。そして、その地にあった3年の間にウェルレースは属州総督として、キケローによればまさに悪行の限りを行ったわけであった。この彼の行為に対して属州民は、もちろんさまざまな仕方で奪われた物の返還を請求してきているのだろう。だが、属州内において裁判権を有する者もまた総督自身であり、彼がその地位にある限り訴えによって返還を望むことは事実上不可能であったと思われる。

その後、彼が任期を終えたのち、住民らはローマに対し彼を訴え出る。その根拠は、紀元前149年に成立したとされるカルプルニウス法にはじまる、一連の不当徴収返還請求にかんする法律であった。そして、キケローは、このとき返還を求めた複数の属州民に代わって、対ウェルレースの訴追者となったわけである。ここで"訴追者"と言っているように、この訴訟は、私財の返還を求めながらも、決して厳密に言って民事の訴訟ではなかった。属州総督の不正を弾劾するための刑事法廷として訴訟が追行されているのである。

このような訴訟のあり方をうながしたのはいったい何であったのか。先にも述べたように、この時期のすでにローマ化の進んだ属州にあって、しかし、彼らは徐々に単なる支配の対象であることには甘んじない存在となっている。だからこそ、積極的にその為政者の不正を糾弾し、ローマ側としても、もはやその求めに応じざるを得ない状況になってきているのである。この常設査問所の設置については、属州民の不平を緩和するための、まさにローマ側による政治的妥協の産物ともいわれている。いずれにせよ、あとで述べるように、私としては、この弾劾裁判の模様を通して新たな「地方」概念ないしは、地方意識のあり方を検討してみたいと考えている。したがって、この部分の理解は、研究のひとつの中心をなすものとなろう。

4 まとめと今後について

以上のように、ローマ化の進展によってある意味では消滅したかにみえる「地方」が、共和政の末期、新たに一種の「地方」意識をともなって復活したと考えている。この背景には、まずはじめに、共和政期におけるローマの支配が、そもそも、その広範に拡大した領域をカヴァーするための、本来ならば必

要な大量の官僚組織というものを欠いて存在したことがあるだろう。このような支配を可能にしたのが、 ひとつにはムニキピウム制であり、さらにはその独自の属州支配のシステムでもあったわけである。そ れらは、被支配地域に対して自律的あるいは自治的要素を残しつつ利用して、ゆえに少数の者による統 治を可能にしたうえで、しかし、あくまでもローマを頂点として作られるという共和政ローマの極めて ユニークな集権的支配体制であった。けれども、こうしたまさに"巧みな支配"も、その完成のときにお いて崩壊してゆく。このことはまた、支配の達成によってローマ化が完了したとき、ローマの支配がふ たたび新たな局面を迎えたことを示しているのではなかろうか。すなわち、ローマ共和政的支配の構造 的および内容的な完成が、新たな「地方」を生み出すことになったのではないかと思われるのである。 そして、先の訴訟はこの動きをよく示すものではないのだろうか。すなわち、ローマによる"支配の巧 みさ"として有効に行われていたはずの地方支配システムは、実際には内部に問題点を抱えており、そ のことをあらわにしたのが多くの属州総督による不当徴収事件であり、さらにこのような訴訟のあり方 をうながしたのは、新たな「地方」がローマにおいて登場したことではなかったか。すなわち、地方と しての意識が芽生え、この意識が中央(この段階ではローマを中心とするイタリア半島)との間におい て新たに対立軸を生み出し、しかし、ここではもはや地方は単なる被支配対象としての受動的なものに はとどまらない、一定のアイデンティティーをもった積極的な存在と変わっていっているように見える。 むろん、このことに関しては今後に詳細な検討を要する点であり慎重に考えてゆきたいと思う。

最後に訴訟そのものに関して言えば、これらのレペトゥンダエ訴訟とは、一般刑事訴訟の端緒となったものであり、そしてまたいわゆる住民代表訴訟の原型ともなったといわれている。ローマではその歴史上、長い間、民事訴訟にもっぱらの重点が置かれてきた。したがって、法学の発展も民事問題とその解決を中心にしてなされたものであった。しかしながら、これらの不当徴収にかんする訴訟は、被害を受けた地方住民の訴えに基づき、公の犯罪としてそれが訴追されるという極めて新しい形態と意識を伴って行われるものであった。このことは、検察官が国民全体の代表者として位置づけられていることとも関連して、国家とその制度を考える上で重要な展開だと考えられる。

こうして新たな地方概念をもたらしながら、共和政末期のローマは混乱の時代を迎えることになる。いわゆる内乱の1世紀である。そしてその中で登場してくるのが、カエサルおよびその後継者としてのアウグストゥスであった。分裂状況にあるローマとその支配領域をどのようにしてふたたびひとつにまとめるのか、すなわち、実質的なひとり支配の確立はどうしてなされたのか。この点は、はじめに述べたようにローマ元首政をめぐる議論の中心であり、さらなる検討を必要としている問題である。そしてこのことにからみ、帝政に至り、現実的にひとり個人の支配が完成するうえで、地方支配はそこにどのように組み込まれていったのであろうか。これまで述べてきたようなローマの"支配の巧みさ"はその後どのように展開されたのか、真の世界帝国への発展の契機と仕組みはどのようなものであったのか、今後は、まさにこうした点を中心にして考察を続けてゆきたいと考えている。

参考文献

・『キケロー選集4』(2001) / 『キケロー選集5』(2001)・岩井経男『ローマ時代イタリア都市の研究』(2000)・柴田光蔵「SENATUS POPULUSQUE ROMANUS ローマ元首政時代における刑事裁判作用の諸類型(一)(二)(三)」『法學論叢』69巻1号・70巻1号・70巻2号(1961)・J.プライケン『ローマの共和政』(村上淳一・石井紫郎訳)(1984)・E.マイヤー『ローマ人の国家と国家思想』(鈴木一州訳)(1978)・弓削達『地中海世界とローマ帝国』(1964) / 『ローマ帝国論』(1966) / 『ローマ帝国の国家と社会』(1977)・吉村忠典『古代ローマ帝国』(1997)・J. Kelly, An Introduction to Roman Legal and Constitutional History (1973)・A. Lintott, Imperium Romanum (1993)・Th. Mommsen, Römisches Strafrecht (1898); Römisches Staatsrecht (1952)・H. Scullard, A History of Roman World (1935)・J. Strachan-Davidson, Roman Criminal Law (1912)

介護保険法改正にかかる議論の整理

小西 啓文

はじめに

本稿は、2005年6月に成立した介護保険法改正法について、その改正の趣旨や改正にあたりなされた 議論の整理を目的とする。改正法の条文解釈等の作業は、紙幅の関係上、他日を期したいと思う。

介護保険法の見直しについて その背景

介護保険法施行後、サービス利用は急速に拡大し、在宅サービスの利用者は4年間で約2倍に増大した。これにあわせて給付費も急速に拡大したが、在宅ケアの基盤は十分とはいえず、特に重度になるほど在宅生活の継続が困難な状況にある。このため施設志向も依然として強いのだが、施設サービスの質はいまだ決して高いものでなく、在宅に比べ施設の方が実質的に利用者負担が軽いことがこの傾向に拍車をかけているものではないかと考えられる。

このような現実に対して、介護保険法が、地方分権の観点から市町村を「保険者」として位置づけているという趣旨を受け、今後は市町村がより主体性を発揮できるよう、サービスに対する関与をはじめ、保険者としての機能を強化する必要性が唱えられたのである。

介護保険法は、施行後5年を目途として制度全体の検討・見直しを行うことになっている(附則2条)。 そこで法で定められた施行後5年目の改正期を迎え、社会保障審議会介護保険部会は見直しの基本的視点として、 給付の効率化・重点化を進める「制度の『持続可能性』」、 予防重視型への転換を図る「『明るく活力ある超高齢社会』の構築」、 介護・年金・医療等の各制度間の機能分担の明確化を図る「社会保障の総合化」という3点を掲げ、見直しのための3つの論点(「基本理念」を踏まえた施行状況の検証、 「将来展望」に基づく新たな課題への対応、 「制度創設時からの課題」についての検討)を提示したのであった。

なお論点 においてもっとも問題とされたのは「被保険者・受給者の範囲」であるが、この点は介護保険部会において引き続き議論を進めることとされた。同部会の貝塚啓明会長はあるインタビューに答えて、議論でおおむねコンセンサスが得られたのは、介護保険制度の将来的なあり方として、要介護になった理由や年齢の如何にかかわらず、若年障害者も含めて介護が必要なすべての人を対象にするという「制度の普遍化」であるという。もっとも、貝塚会長自身は、老化に伴って必要になるサービスと、障害者が必要なサービスはもともと性質が違うのであって、高齢になり、介護が必要になるという、誰にでもおこりうるリスクに備えて、国民みんなで準備をしてお金を出すというのが介護保険の趣旨であると答えたうえ、社会保障制度全体を考えたとき、課題として大きいのは障害者の問題であり、社会保障制度全体の中で、障害者をどのように位置づけるかが今後重要な問題になると述べている。

介護保険法の改正の概要

平成17年6月29日に公布された「介護保険法等の一部を改正する法律」における改正の骨格は、 予防重視型システムへの転換、 利用者負担の見直し、 新たなサービス体系の確立、 サービスの質の確保・向上、 制度運営・保険料の見直しであったが、ここでは と のみ取り上げる。

- 1 予防重視型システムへの転換
- (1)予防給付の見直し

軽度者(要支援・要介護1)が大幅に増加していることや、軽度者に対するサービスが本人の状態改善につながっていない傾向にあることから、従来の予防給付について、対象者の範囲、サービスの内容、マネジメント体制等が見直され、新しい形の予防給付に再編されることになった。新しい予防給付は、現行の要支援及び要介護1の一部の者を対象とし、介護予防サービス計画に基づき給付され、計画作成にともなうケアマネジメントは、新たに創設される「地域包括支援センター」において実施される。

(2)地域支援事業の創設

要支援・要介護状態になることの予防(「介護予防」)を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する事業が、制度(「地域支援事業」)として位置づけられた。市町村が責任主体となり、保険料等を活用して介護予防事業、包括的支援事業(介護予防マネジメント事業、総合相談・支援事業、権利擁護事業及び包括的・継続的マネジメント支援事業)等を実施する。

2 新たなサービス体系の確立 地域包括支援センターの創設

市町村を責任主体とし、地域における総合的なマネジメントを担う中核機関として「地域包括支援センター」が創設される。同センターは、地域支援事業のうち包括的支援事業等を実施することとされ、 社会福祉士・保健士・主任ケアマネージャーなどが連携して、各種制度をまたいだ多面的な支援を行う。

改正法にかかる議論の整理

ここでは、「新予防給付」と、「地域支援事業」およびその事業の一部を実施する「地域包括支援センター」の創設についての議論を整理することにする。

まず、改正案を提起した介護保険部会の審議において、ある委員から、新たに設けることとされた「新・予防給付」について「適切なケアマネジメントが徹底されていれば、新たな給付を設ける必要はない

のではないか」という意見が出されていたことが象徴しているように、「介護予防」への疑問はかなり根深いものがある。例えば、この給付は「軽度要介護」= 廃用性症候群説や「予防 = 筋トレ」論という、高齢者の心身の機能についての間違った認識をベースにしており、それに基づきサービスを制限し、「新・予防給付」を「行政処分」として強制的に割り付けることはサービス・メニューへの強権的な介入であって、制度創設時の国民への約束ともいえるサービス・メニュー「自己決定」の原則を覆すものであるという指摘がある。

法改正にかかる地方公聴会においても、今回の見直しで給付を予防給付体系と介護給付体系の二本立てとすることについて、「マネジメント機関(給付管理機関)も二本立て(居宅介護支援事業所と地域包括支援センター)となり、利用者にとっても、状態によって担当機関・担当ケアマネージャーが変わることへの不安と混乱が生じる」という現場からの否定的意見が出されている。

他方、地域支援事業の創設について、市町村がそのような事業を実施すること自体は望ましいこととしつつ、その財源が問題であるという見解がある。すなわち、地域支援事業のうち、介護予防事業と包括的支援事業については法文上、市町村はそれらの事業を「するものとする」として すなわち市町村の義務として 規定されているが、「するものとする」事業である介護予防事業にも保険料財源が用いられることになっていることから、保険料を被保険者個人に対する給付費ではなく、市町村の事業費に充てるとすることは、保険料の本来予定されている使途を超えるのではないか、というのである。

同事業の一部を実施する「地域包括支援センター」の設置についても、「在宅介護支援センター」が介護保険スタート前の措置の時代に作られたものであり、施設・在宅を通じた長期継続のマネジメントや、介護を超えた包括的なマネジメントを行うには機能的にも規模的にも限界があることを背景にして、「在宅」だけではなくて「地域」で、「介護」だけでなくて「包括」して、さらには「支援」ではなくて「マネジメント」をする機関として構想されたものとして期待が集まる一方で、現場からは、実態把握や各種相談業務、包括的・継続的マネジメントの支援、介護予防事業までという広範な内容をかかげた事業展開となれば、かつての在宅介護支援センターの二の舞になる可能性があるとも指摘されている。

むすびにかえて 今後の検討課題

今回の改正において地域包括支援センターが介護予防マネジメントや関係各所との連携のための地域拠点として大いに期待されているのを感じる。しかし期待とは裏腹に、あまりの守備範囲の広さに、在宅介護支援センターの二の舞になるのではないかという意見も存在する。この危惧は、筆者が「障害者就業・生活支援センター」について三重県下でヒアリング調査をしたときの思いにも通じる(拙稿「障害を有する者にかかる就労移行支援政策の展開と課題 三重県下の取り組みから 」地研年報10号45頁参照)。今後は、これらセンターの活動を注視しつつ、これまで触れられなかった論点(例えば、新たに創設される低所得者「補足的給付」と市町村がこれまで独自に実施してきた負担軽減策の関係、市町村が実施する地域支援事業のなかでの「権利擁護事業」の位置づけなど)についても研究していきたい。

参考文献

・厚生労働省介護制度改革本部『介護保険制度の見直しについて』・介護保険法規研究会監修『新しい介護保険法(介護保険六法別冊)』中央法規(2005)・堤修三「保険料財源の誘惑」介護保険情報2005年5月号67頁・岡本祐三「『介護予防』への疑問」月間介護保険107号22頁以下・「特集 新たな介護予防システムを確立・社保審・介護保険部会が報告書・」同103号8頁以下・「将来的には『全国民の介護ニーズ』に対応する普遍的制度へ」同107号3頁以下・「特集 介護保険法改正案は衆院を通過し参院へ」同112号8頁以下・「介護支援専門員を支える地域包括支援センター」同112号52頁以下

【受入図書一覧】

本研究室で2005年6月以降に受け入れた図書は次の通りです。

書名	筆者名
中小企業白書 2005年版	中小企業庁
国土交通白書 2005 平成16年度年次報告	国土交通省
女性労働白書 - 働く女性の実情 - 平成16年版	厚生労働省 雇用均等児童家庭局
行政投資 平成 1 6 年	地域政策研究会
類似団体別市町村財政指数表 平成17年3月	地方財政調査研究会
市町村別決算状況調 平成 1 5 年度	地方財政調査研究会

余暇・レジャー総合統計年報 2005年版	生活情報センター 編集部
過疎対策データブック 平成15年度過疎対策の現状	過疎対策研究会
男女共同参画白書 平成17年版	内閣府
環境白書 平成17年版	環境省
消費者物価指数年報 平成16年	総務省統計局
通商白書 2005	経済産業省
防災白書 平成17年版	内閣府
情報通信白書 平成17年版	総務省
青少年白書 平成17年版 青少年の現状と施策	内閣府
経済財政白書 平成17年版-改革なくして成長なし V-	内閣府
科学技術白書 平成 1 7 年版	文部科学省
土地白書 平成17年版	国土交通省
日本労働年鑑 2005年版 第75集	法政大学 大原社会問題研究所
民力 2005	朝日新聞社
家計調査年報 平成16年 家計収支編(二人以上の世帯)	総務省統計局
労働力調査年報 平成16年	総務省統計局
補助金総覧 平成17年	(株)日本電算企画
地方公務員給与の実態 平成16年	地方公務員給与制度研究会
地方公務員給与の実態 別冊	地方公務員給与制度研究会
生涯学習・社会教育行政必携 平成18年版	生涯学習・社会教育行政研究会
厚生労働白書 平成17年版	厚生労働省
レジャー白書 2005	(財)社会経済生産性本部
子ども白書 2005 子どもを大切にする国・しない国	日本の子どもを守る会
子どもたちのアフリカ	石 弘之
世界の貧困 1日1ドルで暮らす人びと	ジェレミー・シーブルック
多文明共存時代の農業	高谷 好一
有機農業の町・宮崎県綾町物語 命を守り心を結ぶ	白垣 詔男
結いの心 子孫に遺す町づくりへの挑戦	郷田 實・郷田 美紀子
地域経済学	宮本 憲一・横田 茂・中村 剛治郎
われら共有の農業 持続可能な農業の確立に向けて	東京農工大学「われら共有の農業」
	編集委員会
労働経済白書 平成17年版	厚生労働省
国民生活白書 平成 1 7 年版	内閣府
公務員白書 平成17年版	人事院
警察白書 平成17年版	警察庁
女性白書 2005	日本婦人団体連合会
保育白書 2005年版	全国保育団体連絡会・保育研究所
アンケート調査年鑑 2005年版	竹内 宏
地方財政要覧 平成16年12月	(財)地方財務協会
地方財政統計年報 平成 1 7年版	地方財政調査研究会
家計調査年報 平成16年 家計収支編(単身・総世帯)	総務省統計局
観光白書 平成17年版	国土交通省
児童虐待と動物虐待	三島 亜紀子
環境思想を歴史と体系	海上知明
地域づくりの経済学入門 地域内再投資力論	岡田 知弘

編集後記

「地研通信」82号をお送りします。本号には三本の作品を掲載することができました。原・藤野新研究員からは、地研における今後の両名の研究の方向性を示す作品をお寄せ頂くことができました。拙稿は介護保険法改正の議論を整理したものです。今後の研究の進展にご期待下さい。(K)